

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から6年3月まで

申立期間当時、私は大学生だったので母が国民年金への加入手続をして、保険料も納付していたと聞いていたので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年12月以降、オンライン記録によると、6年1月18日から7年2月28日にかけて複数回にわたり、申立人の20歳到達時の3年*月から5年1月までの期間に係る保険料が過年度納付されたことが確認できる上、納付書が最後に作成されたのは7年9月18日と記録されており、申立期間に係る過年度納付書が発行されていたことが推認できるところ、母親からの聴取によると、「保険料の納付は数か月とか毎月とか納付期限前には納付していて、最後はまとめて納付した記憶がある。」としていることから、当該期間についても納付されたと考えても不自然ではない。

また、前記のとおり、申立人の過年度保険料の納付状況や、その母親の国民年金加入期間においても未納期間は無く、申立人の妹についても、学生免除の手続を行っていることなどから、申立人の家族における納付意識及び国民年金制度への関心の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成8年4月から同年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月3日から同年11月30日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額について不適正な引き下げ処理が行われていることが分かった。このような処理には全く心当たりが無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は24万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日より後の同年12月6日付けで、遡っていずれも9万2,000円に訂正処理されている。

また、当該事業所の複数の元従業員は、「申立期間当時、代表者は、社会保険事務を含めた会社経営の全てを取り仕切っており、申立人は、単なる社長秘書で標準報酬月額の減額訂正に権限を有する立場ではなかった。また、従業員に対する給与の遅配があるなど、会社の経営状況は厳しいものであった。」旨証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年4月から同年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月10日から39年9月1日まで
② 昭和41年1月1日から同年8月9日まで

私は、A社のD作業所において昭和38年7月10日から、45年9月17日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人がA社B支店の作業現場であるD作業所に継続して勤務し（A社B支店からその下請事業所であるE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は、「当時の資料が無く不明。」と回答しているが、当該期間当時、申立人と一緒に働いていたとする3人の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、いずれもA社B支店を昭和41年8月9日に資格喪失し、同日付でE社で資格取得していることが確認できること、及び、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、同年7月31日に被保険者資格を喪失し、同年8月1日に資格を再取得していることから判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日を、同年8月9日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和40年12月のオンライン記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、F社に雇用され、A社の作業現場であるD作業所で勤務していたと供述しているところ、事業所名は不明であるが、昭和38年7月10日から雇用保険の加入記録が確認できることから、当該作業現場に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が雇用されたとするF社は、昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、当時、申立人より先にD作業所で勤務していたとする同僚二人の被保険者記録は、申立人と同日（昭和39年9月1日）にA社において資格取得していることが確認できる。

加えて、A社の事業を継承しているC社では、申立人に係る関係資料は保存されていないと回答している上、申立期間当時の事務担当者に聴取しても、厚生年金保険の適用については分からないとしていることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社における船員保険被保険者資格取得日は昭和47年5月12日、資格喪失日は同年8月1日であることが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社D本社における厚生年金保険被保険者資格取得日の記録を同年8月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月12日から同年9月1日まで

E社（現在は、F社）とA社の共同経営で運航されたG船「H丸」（E社所有）への乗船勤務の発令により、昭和47年5月15日から同年8月16日までの期間乗船した。下船後も引き続きA社に勤務していたのに申立期間の記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する社員台帳、申立人の所持する船員手帳及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和47年5月12日から同年8月1日までについて、A社C支社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、当初、同年5月12日資格取得、同年8月1日資格喪失、標準報酬月額6万4,000円と記録されていたところ、48年2月12日付けで、当該資格取得記録が取り消されてい

ることが確認できるが、B社が保管する社会保険事務所（当時）の受付印がある船員保険被保険者資格取得確認通知書及び船員保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、47年5月12日に船員保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社C支社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と一緒に申立期間当時、「H丸」に乗船していたと証言している複数の同僚の船員保険の被保険者記録は、継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和48年2月12日付けで上記の資格取消処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、事業主は、申立人がA社C支社において、47年5月12日に被保険者資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該取消処理前の申立人のA社C支社に係る船員保険被保険者名簿から6万4,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和47年8月1日から同年9月1日までについて、雇用保険の加入記録、B社が保管する社員台帳及び複数の同僚の証言から、申立人はA社D本社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該期間当時、申立人と一緒に「H丸」に乗船していた同僚は、船員保険の被保険者資格を昭和47年8月1日に喪失し、同日において、A社D本社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は、「『H丸』に乗船していた期間も含め、給与はA社から支給され、保険料も控除されていたと思う。」と証言していることから、申立人についても昭和47年8月1日にA社D本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年9月のオンライン記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたか否かについては、これを確認できる周辺資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 1741

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額について、B厚生年金基金から、年金記録突き合わせに伴う記録の不一致期間についての照会があり、基金と国の記録が一致していない期間があることが判明した。固定給が大幅に下がったことはなかったため、国の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社の標準報酬月額は、24万円と記録されている。

しかしながら、当該事業所の加入するB厚生年金基金の保管する加入員台帳及びC健康保険組合の保管する被保険者報酬月額算定基礎届履歴では、当該期間の標準報酬月額はいずれも28万円と記録されていることが確認できる。

また、当該事業所は、申立期間当時も現在と同様、被保険者報酬月額算定基礎届は、厚生年金基金が提供する複写の用紙を使用していると回答していることから、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に対し同じ内容の届出が行われたと推認できる。

さらに、当該事業所の保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成10年3月から同年9月までは22万円、同年10月から11年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から11年12月21日まで
ねんきん定期便を見て、申立期間の保険料納付額が9万2,000円に基づく保険料額と記録されており、給与明細書において控除されていた厚生年金保険料と違っているのを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年10月から10年9月までは22万円、同年10月から11年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は22万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった11年12月21日以降の12年4月5日付けで、10年3月から11年11月までの標準報酬月額を遡って9万2,000円に訂正されており、同僚の1人についても、申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、申立人は役員でなかったことが確認できる上、事業主は、「申立人は、社会保険事務に関わっていなかった。」と証言しており、当時の同僚も、「申立人は、B業務だった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、当該事業所の事業主は、「事業所が社会保険の適用事業所でなくなる4、5年前から社会保険料の滞納があった。」と証言している。

加えて、滞納処分執行停止整理簿によると、平成12年11月24日に、当該事業所の保険料の滞納処分を執行停止する決議をしていたことが確認できることから、減額訂正処理日（平成12年4月5日）時点において滞納保険料があったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年4月5日付けで行われた上記の遡

及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、10年3月から同年9月までは22万円、同年10月から11年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年3月1日から同年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年10月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が28万円に基づく保険料納付と記録されているが、給与明細書の厚生年金保険料控除額と相違しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持するA社(現在は、B社)の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成8年3月から同年5月までは30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社に照会したものの「当時の資料は残っていない

い。」と回答している上、これを確認できる関係資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成8年2月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

栃木厚生年金 事案 1744

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から同年9月11日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時もらっていた給料の支給額と異なっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年9月11日の前日の同年9月10日付けで、14万2,000円に減額訂正されており、申立人と同様に事業主及び複数の従業員についても標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の元同僚は、申立期間当時、給与の遅配があったとしている上、事業主は、「社会保険料を滞納していた。社会保険事務所（当時）から標準報酬月額を下げるよう指導された。」としている。

さらに、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、事業主が、「社会保険手続等は妻が行っており、申立人は関与していない。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から49年3月まで
会社の保養所に夫婦で勤めていたが、独立して店を持ちたかったので、A市に住所を変更し、その届をA市役所のB出張所で行った際、妻と一緒に国民年金の加入手続も併せて行った。また、保険料についても同出張所で妻が二人分を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転入届を市役所の出張所に提出した際、併せて国民年金の加入手続を夫婦一緒に行い、それからは保険料も妻が夫婦二人分を、同出張所で納付していたと主張しているが、その妻も申立期間は未納であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年11月時点では、申立期間の保険料は過年度保険料であり国庫金であるため、出張所で納付することはできなかつたと考えられる。

また、市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても申立期間の保険料を過年度納付した形跡がうかがえない上、その妻は、市役所の出張所でしか保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人に対して、付与されている国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が付与された形跡はみられず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 968

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から49年3月まで

会社の保養所に夫婦で勤めていたが、夫が独立して店を持ちたかったので、A市に住所を変更し、その届をA市役所のB出張所で行った際、夫と一緒に国民年金の加入手続も併せて行った。また、保険料についても同出張所で二人分を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転入届を市役所の出張所に提出した際、併せて国民年金の加入手続を夫婦一緒に行い、それからは保険料も夫婦二人分を、同出張所で納付していたと主張しているが、夫も申立期間は未納であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年11月時点では、申立期間の保険料は過年度保険料であり国庫金であるため、出張所で納付することはできなかったと考えられる。

また、市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても申立期間の保険料を過年度納付した形跡がうかがえない上、申立人は、市役所の出張所でしか保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人に対して、付与されている国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が付与された形跡はみられず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの期間、43年4月から44年3月までの期間、47年4月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで
③ 昭和47年4月から49年3月まで
④ 昭和50年1月から同年3月まで

20歳のときに母親が国民年金の手続をしてくれ、その後は年払いで保険料を納付していたはずなので、申立期間①から④までについて、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその母親は他界していることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は4回、かつ、計44か月と長期間であり、当該回数及び期間の事務処理を行政側が誤るとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、このほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 21 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 21 日から 40 年 1 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」という厚生年金受給者便が届き、内容を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が相違していることが分かった。

A社(現在は、B社)については、転居したため通勤が大変になったので、会社に昭和38年12月31日付けで退職することを申出し、C社D工場(現在は、E社)は、転職するため、39年12月31日付けで退職したはずなので、いずれの事業所についても、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する申立人の労働者名簿の写しから、申立人は、A社において昭和38年12月20日に自己都合により退職したことが確認でき、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しにより、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日(退職日の翌日)を同年12月21日とする届出が社会保険事務所(当時)に行われたことが確認できる上、当該資格喪失記録は、申立人のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票の記録とも一致している。

また、当該事業所は、「自己都合による退職日は、通常、給与締め日(20日)としているので、資格喪失月となる昭和38年12月分の厚生年金保険料は、給与から控除しておらず、社会保険事務所にも納付していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚に照会したところ、申立人を記憶する元同僚の一人は、申立人と同一年月日に資格を喪失しているが、申立人の退職日は不明として

おり、同期入社元同僚も「配属部署が違ったので、申立人がいつ退職したのか分からない。」と回答していることから、申立人の退職時期を特定することができなかった。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間当時の同僚を記憶していないため、オンライン記録から、当該期間当時にC社D工場において厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚18人に照会したが、回答のあった元同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、当該期間における申立人の勤務状況及び退職時期について確認することができなかった。

また、複数の元同僚は、「自己都合の事由で退職する場合の退職日は、給与締め日（20日）であった。」と回答している。

さらに、当該事業所及び当該事業所が加入する健康保険組合は、「当時の関係資料は残っておらず、申立人の勤務形態、給与支払方法等は不明である。」と回答しており、当該期間の厚生年金保険に関する届出及び保険料控除を確認することができない。

- 3 申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月10日から56年5月10日まで
② 昭和59年7月1日から62年3月1日まで

申立期間①については、A社で半年間の期間契約社員として勤務していた。また、申立期間②については、B社C営業所に正社員として勤務していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の期間社員名簿から、申立人が申立期間の一部の期間において、当該事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人の当該事業所での勤務期間の記憶は不明瞭である上、当該事業所によると、申立人は臨時・期間雇用社員であり、当該期間については厚生年金保険に加入させていない旨回答している。

また、申立人は当時の同僚について覚えていないことから、勤務状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和55年11月21日から58年11月1日までの期間において、国民年金に加入し、55年11月分から56年3月分まで保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所における厚生年金保険の加入の取扱いについて、当時、経理事務を担当していた同僚に確認したところ、「申立人は、臨時的な従業員で、厚生年金保険等には加入していなかったと思う。」と証言している上、他の複数の同僚も、「申立人は、正社員ではなく、臨時的な社員だった。」としている。

また、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、一部

の期間においては別の事業所での雇用保険の加入記録が確認できる。

なお、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
② 昭和 47 年 1 月 28 日から同年 2 月 1 日まで
③ 平成 13 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

A社で働き始めたのは厚生年金保険の加入記録より 16 か月前の昭和 38 年 4 月 1 日からであったので、申立期間①については、同社で働いていた。申立期間②については、B社C工場（現在は、D社）において、申立期間③については、E社（現在は、F社）において、それぞれ月末まで勤務し、所持している給与明細書ではいずれも厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録上では、最後の勤務月が被保険者期間となっていない。申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主は他界しており、当該期間当時の資料は残存しておらず、唯一特定できた同僚からは回答を得られない上、当時の事業主の息子は、申立人が当該事業所に勤務していたことは覚えているものの勤務開始時期については不明としており、当該期間当時の状況が確認できない。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日は昭和 39 年 8 月 1 日と記録されておりオンライン記録と一致している。

なお、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が所持するB社C工場の給与明細書により、申立人は昭和47年1月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日は昭和47年1月28日でありオンライン記録と一致している上、雇用保険の離職日は、同年1月28日と記録されている。

また、D社は、当該期間当時の関係資料は残存していないとしている上、複数の同僚に照会しても申立人がいつまで勤務していたか覚えている者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

申立期間③について、申立人が所持するE社の給与明細書により、申立人は平成13年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録では申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成13年9月21日と記録されており、雇用保険の離職日の翌日と一致している上、事業主は、同年9月21日から月末までの賃金は支払っていないと証言しており、申立期間③の勤務実態を確認することができない。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されていることから、申立期間②における資格喪失日は、昭和47年1月28日、申立期間③における資格喪失日は、平成13年9月21日であり、申立人の主張する昭和47年1月及び平成13年9月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③において、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
申立期間当時は毎年昇給していたため、申立期間の標準報酬月額が前の年と比べ減額していることに納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について申立人は、A社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 55 年 10 月の定時決定においては 15 万円とされているにもかかわらず、56 年 10 月の定時決定では 13 万 4,000 円に減額されていることについて、当該事業所の社員名簿によると毎年昇給していることが確認できることから、減額されているのはおかしいとして申し立てている。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る給与支払報告書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額とおおむね等しい額であることが確認できる。

また、当時の担当者は、「社会保険の届は当初、B支店において手作業で作成していた。賃金台帳を確認した上で作成していたので間違いは無いと思う。その後いつ頃からだったかは不明だが、給与計算は本社で行われるようになり、社会保険の届けの用紙については、給与データを基に本社で打ち出したものを使うようになった。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 4 月 1 日から同年 7 月 8 日まで
② 平成 9 年 7 月 8 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が 24 万円と記録されているが、同社には月額 32 万円の給料の約束で入社したので、記録を訂正してほしい。

また、平成 9 年 7 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録になっているが、同社には同年 11 月末日まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、市が保管する申立人に係る平成 9 年分賦課資料に記載された給与収入及び社会保険料控除額によると、当該期間の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることがうかがわれるものの、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額となっていることが推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録（平成9年4月1日資格取得、同年9月17日離職）から、申立人が当該期間の一部において、A社に勤務していたことが推認される。

しかし、オンライン記録によると、同社は平成9年7月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、市が保管する申立人に係る平成9年分賦課資料に記載された社会保険料控除額によると、申立期間②について厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月から 10 年 9 月まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社で勤務した期間が厚生年金保険に未加入となっていた。申立期間当時は他の正社員と同じ勤務時間で働いていたので自分だけが未加入となっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社での雇用契約書及び事業主の回答から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が提出した賃金台帳及び平成 8 年から 10 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人については給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、申立人については厚生年金保険に加入させていないと回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。